

輸送の安全に関する基本的な方針

1. 輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割をはたします。
2. 安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
3. 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。

基本スローガン

「安全を優先し、環境を大切にします」

基本理念

産業活動に不可欠な物流業務に従事している私達SBSグループは、プロとしての誇りと責任を持ち、法令を遵守し安全運行に対して積極的に取り組んでいく義務と地球の環境保全について考え、広く社会に貢献していく事業運営をしていきます。

基本方針

安全教育・事故防止・環境対策・省エネ・省資源に配慮した事業運営を目指し、統一した管理体制を確立し、継続的に推進していくことで物流企業としての社会的な責任を果たします。

基本活動

環境に対する取り組み・安全に対する取り組み・教育に対する取り組み・車両に対する取り組みの4つの柱をテーマにし、安全を優先し、環境を大切にする活動を邁進していきます。

平成 28 年 1 月 1 日

SBSフレイトサービス株式会社

代表取締役社長 鳥海 昭夫

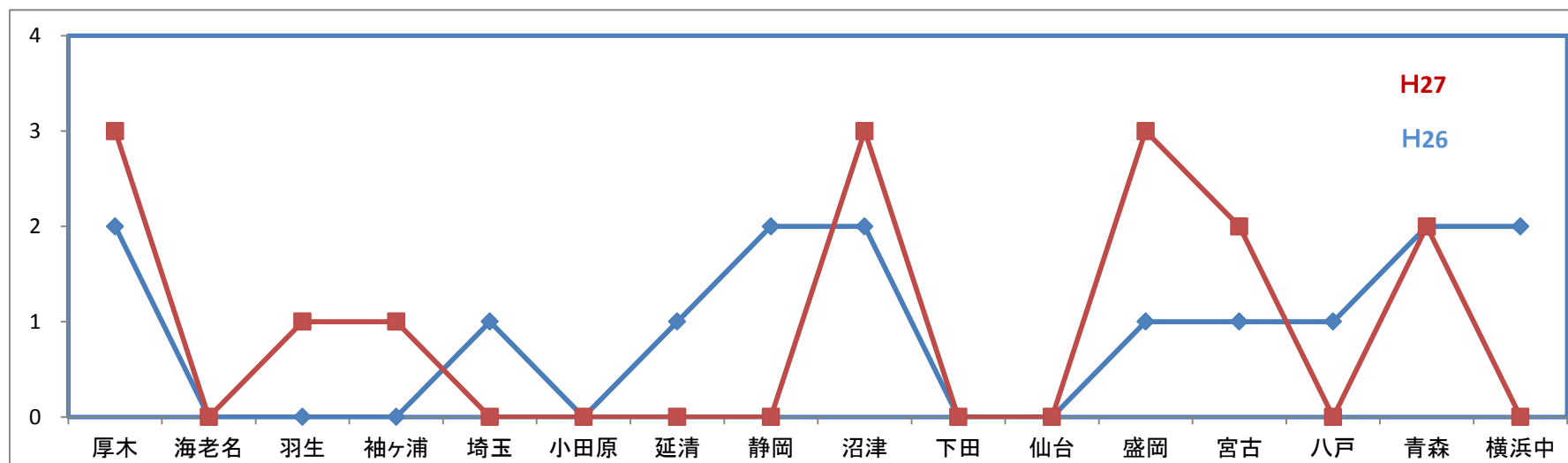
2015年度事故発生状況

車両事故発生状況

H28年度年間目標 12 件

SBSフレイトサービス(株)

事業所	厚木	海老名	羽生	袖ヶ浦	埼玉	小田原	延清	静岡	沼津	下田	仙台	盛岡	宮古	八戸	青森	横浜中	計
H 26 年度	2	0	0	0	1	0	1	2	2	0	0	1	1	1	2	2	15
H 27 年度	3	0	1	1	0	0	0	0	3	0	0	3	2	0	2	0	15
増 減	1	0	1	1	-1	0	-1	-2	1	0	0	2	1	-1	0	-2	0



H27年度目標達成状況

H27年度目標: 事故件数 12件

H26年度事故件数 : 15件

H27年度事故件数 : 15件

事故件数0件減(対前年)・3件増(対目標) 目標未達成

H28年度目標 事故件数12件

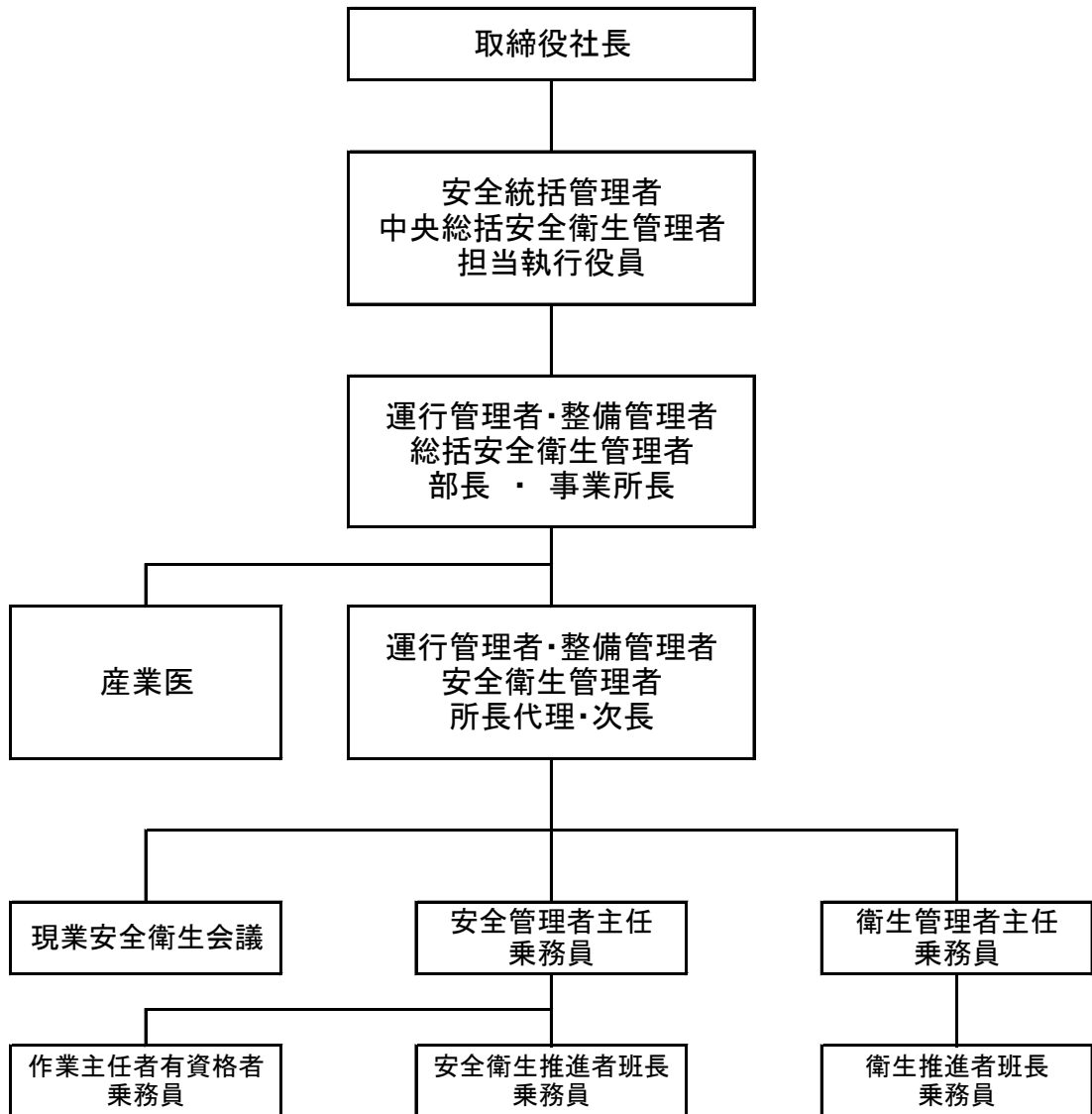
自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

(2015年度の総件数及び事故類型別の事故件数)

事故種類	定 義	発生件数	
転 覆	当該自動車は道路上において路面と35度以上傾斜したとき	0	
転 落	当該自動車は道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき	0	
路外逸脱	当該自動車の車輪が道路(車道と歩道の区分のある場合は、車道)外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき	0	
火 災	当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき	0	
踏 切	当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき	0	
衝 突	当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき	0	
車 内	操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの	0	
死 傷	死傷者を生じたとき(「車内」に該当する場合を除く)「死者」とは、事故の発生後24時間以内に死亡した者をいい、「重傷者」とは、①脊柱の骨折 ②上腕又は前腕の骨折 ③大腿又は下腿の骨折 ④内臓の破裂 ⑤14日以上病院に入院することを要する傷害 ⑥病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの、以上6つの状況にあてはまる者をいい、「軽傷者」とは、上記④及び⑤以外の負傷者をいう	0	
その他	危険物等	自動車に積載された①消防法に規定する危険物 ②火薬類取締法に規定する火薬類 ③高圧ガス保安法に規定する高圧ガス ④原子力基本法に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物 ⑤放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染されたもの ⑥シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令に掲げる毒物又は劇物 ⑦道路運送車両の保安基準に規定する品名の可燃物、以上7つのもの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの	0
	健康起因	運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0
	車両故障	自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0
	国土交通大臣による指示	自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示した①20人以上の軽傷者を生じたもの ②鉄道の橋脚、架線等を損傷し、鉄道の運行を3時間以上停止させたもの ③高速自動車国道又は指定自動車専用道路等を3時間以上通行止めにしたもの ④10台以上の多重衝突を生じたもの ⑤飲酒、酒気帯び、無免許、無資格、覚せい剤等薬物の乱用、居眠り等悪質な法令違反により事故を生じたもの ⑥車輪の脱落、トレーラの離脱等、他の交通に対して危害を及ぼすおそれがある故障を生じたもの、以上7つにあてはまるもの	0
合計件数		0	

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

(平成27年12月1日改訂)



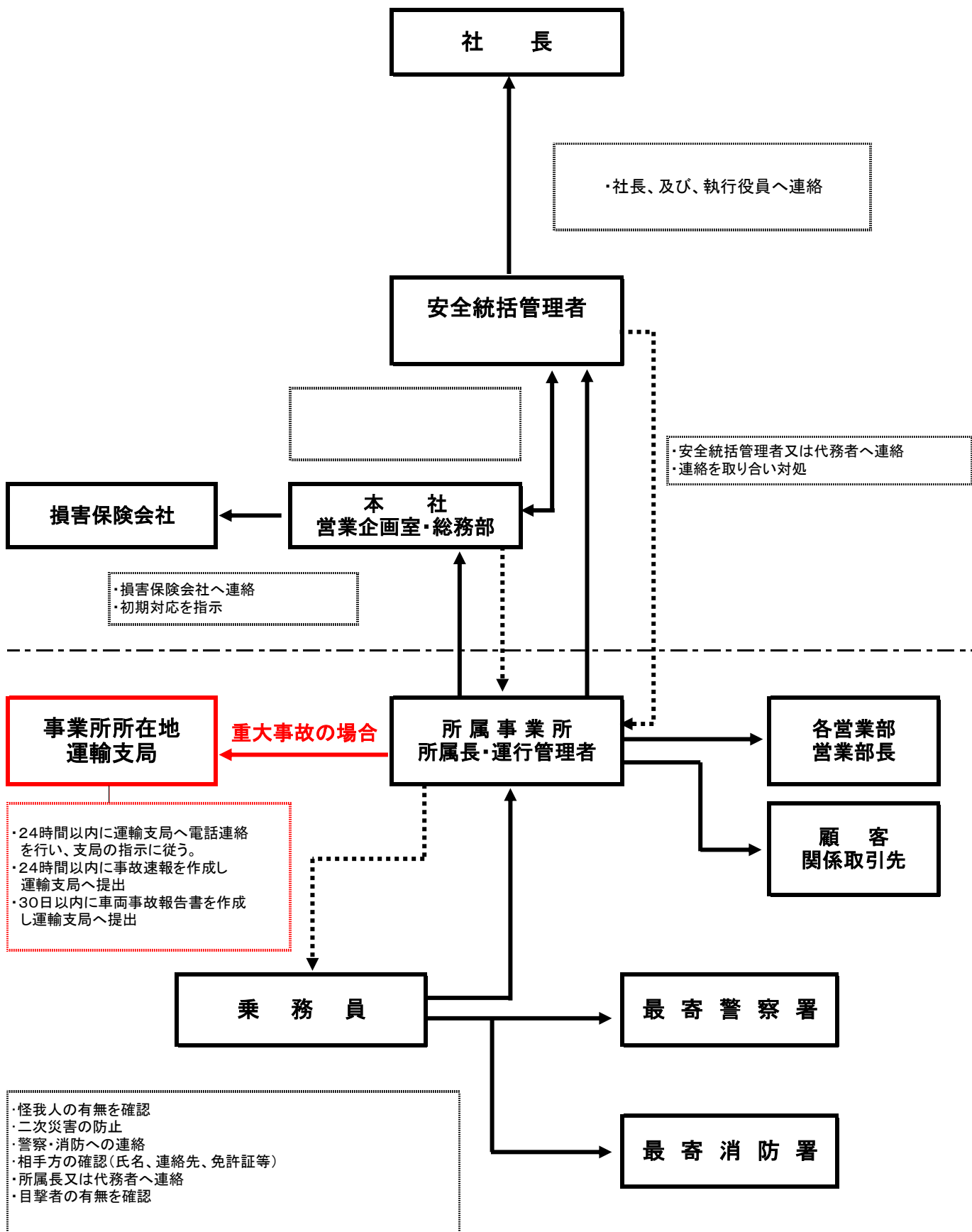
輸送の安全に関する重点施策

1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、これを適確に実施します。
6. 年6回の安全運動（春の全国交通安全運動・全国安全週間・全国労働衛生週間・秋の全国交通安全運動・正しい運転明るい輸送運動・年末年始無災害運動）期間中に事故防止活動を強化することによりその期間中の交通事故・労災事故を撲滅します。
7. 各事業所において毎月開催されている現業安全衛生会議に本社から担当者が出席することにより、会議に緊張感を持たせ、現場の意見を本社に汲み上げます。
8. 平成15年4月1日より改正された物流二法の施行とともに、点呼において、車両点検の実施確認、健康管理の徹底、対面点呼・アルコールチェック・電話点呼・運行指示書の完全実施を図ってきましたが、これを継続することにより労務管理・運行管理不徹底が原因の事故を防止します。

平成28年度 運輸安全マネジメント計画表

マネジメント	部門	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
運輸安全	本社	目標・施策設定 記録見直し	2月10日～4月10日 内部監査 (運輸安全マネジメント) マネジメント教育 南2/15 埼玉2/27羽生4/9 仙台3/29盛岡3/27 宮古3/28横浜中3/13 南足柄2/12厚木3/12 延清2/14静岡3/2 八戸3/22青森3/23本社		外部審査 4/25-4/27	外部審査結果対応			8月10日～9月30日 内部監査 (運輸・安全マネジメント) マネジメント教育 南 埼玉1羽生仙台盛岡 釜石宮古横浜中 南足柄厚木日吉 延清静岡 本社	監査結果対応	外部審査 外部審査結果対応	目標検証 見直し 2017目標設定準備	
	羽生営業所												
	埼玉営業所												
	小田原支店												
	延清営業所												
	静岡営業所												
	厚木支店												
	厚木支店(本郷)												
	横浜中営業所												
	仙台支店												
	盛岡支店												
	宮古営業所												
	八戸営業所												
	青森営業所												
交通安全運動	全事業所	正しい運転明るい輸送運動 全国安全週間 全国労働衛生週間 正しい運転明るい輸送運動											
	全事業所	年末年始無災害運動 春の全国交通安全運動 秋の全国交通安全運動											
安全衛生会議	全事業所	各事業所においては、毎月安全衛生会議を実施する。 本社業務管理課は順次安全衛生会議を巡回し指導を行う。											
	巡回実施日	南1/18・中1/27 埼玉1/22・静岡1/28	厚木2/15・静岡2/25 羽生2/24・南2/22	静岡3/24・南2/22・中3/9 延清3/26・小田原3/27	静岡4/24	羽生5/18・本郷5/16・静岡5/19 延清5/11・厚木5/16	厚木・静岡・南 ・埼玉・延清	羽生・中・南 延清・静岡	厚木・延清・中 小田原	南・延清	静岡・埼玉・厚木 南・小田原	南・静岡	埼玉・南・静岡
Gマーク	延清・横浜中	Gマーク申請準備 Gマーク書類申請準備 Gマーク申請											

SBSフレイトサービス株式会社
連絡・報告網
(事故・災害・その他トラブル)



輸送の安全に関する教育及び研修の計画(2016年度)

運輸安全マネジメント教育研修

開催予定		開催場所	実施状況		実施内容
第1回	第2回		第1回	第2回	
4月	8月	羽生営業所	4/9		日程 1事業所につき1日 講師 経営企画部・管理本部 対象 各事業所の運行管理者・整備管理者・事務職 内容 運輸安全マネジメント教育研修
2月	8月	埼玉営業所	2/27		
3月	8月	厚木支店	3/12		
2月	8月	小田原支店	2/12		
2月	8月	延清営業所	2/14		
3月	7月	横浜中営業所	3/13		
2月	7月	横浜南営業所	2/15		
3月	7月	静岡営業所	3/2		
3月	9月	仙台支店	2/29		
3月	9月	盛岡支店	3/27		
3月	9月	宮古営業所	3/28		
3月	9月	八戸営業所	3/22		
3月	9月	青森営業所	3/23		

現業安全衛生会議

日程	各事業所において毎月1回開催
講師	運行管理者・整備管理者・経営企画部・管理本部
対象	各事業所の運転者・作業員
内容	国土交通省告示第1366号に基づく安全教育 本社から配信する「安全衛生会議議題について」に基づく教育 事件事例・危険予知訓練・ヒヤリ・ハット報告等を題材にした教育 飲酒運転・過労運転・薬物運転・無免許無資格運転・速度過積載違反・救護義務違反に関する教育 事故が発生した場合は、緊急安全衛生会議を直ちに開催 適正診断(一般・初任・適齢・特定)の受診結果に基づく教育 運転記録証明書内容に基づく教育 運行記録による点呼時の日常教育

研修会

国土交通省告示第1402号に基づく運行管理者基礎講習・一般講習・特別講習
貨物自動車運送事業輸送安全規則第15号に基づく整備管理者講習
事故研修会による、発生事故に対する検証と予防措置の確立
管理本部運行管理指導員による添乗指導
運行管理者社内研修
エコドライブ研修
トラック協会主催運輸安全マネジメント等各種講義・研修会への参加

初任運転手安全教育

適正診断(初任診断)受講結果に基づく教育
安全規則第3条第1項に基づく指導

2016年度 第1回 内部監査結果報告総括表

監査日程 2016年2月～4月

評価の記号 ◎：よく出来ている ○：特に指摘する事はない △：実施率80%程度、▲：実施率50%程度 ×：実施率30%以下

監査項目	主な監査内容	羽生	袖ヶ浦	小田原	延清	海老名	静岡	厚木	横浜中	仙台	盛岡	宮古	八戸	青森
選任者の状況	運行管理者	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	整備管理者	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	衛生管理者	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
安全確保の実態	点呼状況	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	事故管理	◎	◎	◎	◎	○	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎
	教育管理	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎
	車両管理	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	従業員台帳管理	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
労務管理の実態	健康管理	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎
	私有車通勤	○	◎	○	○	○	○	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎
	就労管理	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎
	労働契約	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎
その他	ETC・給油カード	○	◎	◎	○	○	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎
	各種掲示	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	○
	法定検査	◎	△	◎	◎	△	◎	◎	△	○	◎	○	◎	○
	運送契約	○	○	○	○	○	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎
	準備金管理	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	○	◎	○	○	◎	○

2016年度輸送の安全に関する予算等の実績額

NO	施 策	詳 細	予算金額
1	安全祈願	年頭に最寄の神社へ安全祈願。御札代全事業所分	75,000
2	交通安全運動 安全衛生週間	春の全国交通安全運動・秋の全国交通安全運動・正しい運転 明るい輸送運動・全国安全週間・全国労働衛生週間・年末年始 無災害運動のポスター代	24,000
3	運輸安全マネジメント	全事業所においてマネジメント概要、運行管理者・整備管理者教育研修 全事業所において内部監査実施	250,000 250,000
4	安全衛生会議巡回 安全教育研修会	各事業所において各1～2回巡回	180,000
5	乗務員添乗指導	運行管理指導員巡回費用	300,000
6	現業安全衛生会議	会議費 各事業所12ヶ月	180,000
7	運転記録証明書	補助金対象外 100人分	70,000
8	運転適性診断	初任・適齢・特定診断 運転手50人分 日新火災海上保険(株)巡回診断	230,000 0
9	安全衛生会議議題 危険予知訓練	月刊自動車管理年間購読料 1ヶ月につき1冊	3,000
10	講習会	運輸安全マネジメント・安全管理者講習・エコドライブ講習会等への参加	200,000
11	デジタコ・ドラレコ	東北地区搭載費用(70台)	26,000,000
合計			27,762,000

平成 年 月 日

関東運輸局神奈川陸運支局長

前 田 昭 吉 殿

神奈川県横浜市神奈川区栄町2 - 9

日本貨物急送株式会社

代表取締役 遠藤 宏

安全統括管理者選任届書

安全統括管理者 服 部 秀 美

生 年 月 日 昭 和30年 2月 18日

職 階／職 責 名 取 締 役 副 社 長

選 任 日 平 成28年 3月 1日

SBSフレイトサービス 安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第16条第1項及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の4の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適格に実施すること。
- 2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
 - 3 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行わない。更に、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

- 2 部長・事業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、所長代理・次長を統括し、指導監督を行う。

- 3 所長代理・次長は、部長・事業所長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、事業所を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の6に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 九 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は、ISO9001:2000の4.2.4(記録の管理)・文書管理規定に基づく。

附 則

この規程は平成18年10月1日より実施する。